

長期通行止めに伴う交通支障集落への見舞金について

令和3年7月の大雨災害により、現在、県道斐川一畑大社線（河下～猪目）が全面通行止めとなっています。

このため、猪目町住民は、平田地域や鱒淵地区との間を往来するために大きく迂回する必要があるため、通勤、通学、通院、自治活動等に支障が生じています。地元からは、早期の通行規制の解除や、交通費の支援などを要望されています。

これまで通行規制の解除見込み時期が明らかになっていませんでしたが、本年2月16日に開催された出雲県土整備事務所による地元説明会で、令和5年夏頃になるとの予定が示されました。

通行規制区間が県道であることから、県に交通費の支援などの可否を照会したところ、できない旨の回答でした。

本市としては、1年を超える長期間にわたり、猪目町のある鱒淵地区、平田地域への直接的な迂回路がなく、往来、交流に大きな負担があることから、このたび、下記のとおり見舞金をお渡しすることとします。

記

1. 見舞金の概要

- (1) 支給理由
- ① 猪目町のある鱒淵地区、平田地域への直接的な迂回路がなく、往来、交流に大きな負担があること
 - ② 1年を超える期間にわたって災害に起因する道路の通行止めが続く見込みであること
 - ③ 道路の通行止めによる迂回経路の距離が、通常時のおおむね2倍以上かつ10キロメートル以上であること
- (2) 対象世帯 猪目町在住の24世帯（令和4年2月末現在）
- (3) 見舞金額 1世帯当たり6万円×24世帯＝1,440,000円
- (4) 支払時期 令和4年3月
- (5) 予算措置 現行予算内で対応

2. 県道斐川一畑大社線（河下～猪目）の状況

- (1) 規制内容 全面通行止め（終日）
- (2) 規制延長 3.7 km
- (3) 規制期間 令和3年7月7日～令和5年夏頃（予定）
- (4) 規制区間及び迂回ルート 下図のとおり

県道斐川一畑大社線(河下～猪目)規制箇所及び迂回ルート



猪目町 ⇄ 平田行政センター

通常時 片道 約 11.5 km

迂回時 片道 約 22.0 km

猪目町 ⇄ 鰐淵コミュニティセンター

通常時 片道 約 4.5 km

迂回時 片道 約 28.0 km